

支援金について（Q & A）医療機関等用

令和2年7月21日
医 務 薬 事 課

本Q & Aにおいては、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」を「支援金」と呼称しています。

1 申請方法

Q 1 どのようにして申請すれば良いですか。

- 申請書及び事業実施計画書について、原則として、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の「オンライン請求システム」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）により提出します。
→ 「02-01 手続きの流れ（慰労金・支援金）オンライン請求システムを導入している医療機関等用」をご参照ください。

Q 2 国保連のシステムに接続していません。どのようにして申請すれば良いですか。

- オンライン請求システム未導入の医療機関等は、原則として専用の「WEB 申請受付システム」からの申請とし、インターネット環境に対応していない場合は、紙媒体により国保連に郵送します。
→ 「02-02 手続きの流れ（慰労金・支援金）オンライン請求システム未導入の医療機関等用」をご参照ください。

Q 3 支援金はどのように支払われるのですか。

- 支援金は原則として、概算払でお支払いします。
- 実績報告時に支出実績が交付決定額に満たなかった場合には、その差額分を県に返納する必要があります。
- なお、交付要綱で示している期日までに実績報告を行わなかった場合には、支援金を全額県に返納していただく場合があります。

2 対象施設

Q 1 支援金の支給（補助）対象と補助上限額はどのようになりますか。

- 支援金は、病院、診療所、調剤薬局等で補助上限額が異なります。

区分		補助上限額（千円）	
		定額	病床
病院		2, 0 0 0	5 0 × 病床数
診療所（医科・歯科）	有床	2, 0 0 0	
	無床	1, 0 0 0	
調剤薬局、訪問看護ステーション、助産所		7 0 0	

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 補助上限額を一律に補助するのではなく、実際に要した経費が補助上限額に満たない場合には、その経費分を補助します。

【例：A病院（100床）】

補助上限額＝2,000千円＋50千円×100床＝7,000千円

① 実費8,000千円を要した場合→7,000千円の補助（上限額）

② 実費7,000千円を要した場合→7,000千円の補助（上限額）

③ 実費6,000千円を要した場合→6,000千円の補助

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して交付申請することはできません。

Q2 病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。また、いつ時点の病床数が対象になるのでしょうか。

- 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計になります。なお、稼働病床である必要はありません。
- 原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

Q3 新型コロナ患者の受入対応等していなくても対象となるのでしょうか。

- 対象となります。新型コロナ患者の受入は要件となっておりません。

Q4 対象となる医療機関は、「保険医療機関に限る」とされていますが、年度末までに保険医療機関になれば補助対象になるのですか。対象となる場合、保険医療機関でなかったときに支出した経費も対象となりますか。

- 最終の申請期限までに、保険医療機関となった場合は補助対象となりますが、補助対象経費は保険医療機関となった後のもののみになります。

Q5 訪問看護ステーションの感染拡大防止の取組について、当該緊急包括支援事業の医療分と介護分に複数の支援事業がありますが、いずれかを選択して適用するのですか。複数の支援事業を同時に適用することはできますか。

- それぞれの事業を行っている場合は、どちらも対象となりえますが、それぞれの事業内容を明確に切り分ける必要があります。

Q6 すでに廃止している施設でも、今年度の感染防止にかかった経費が証明できれば対象となりますか。

- 申請時に廃止している場合は、対象になりません。

Q7 同一建屋内に、医科診療所及び歯科診療所があり、どちらもそれぞれ保険医療機関として届出がなされている場合は、それぞれの診療所においても支援金の申請が可能と考えていいですか。

- 医科診療所と歯科診療所で申請可能です。

3 対象経費

Q1 いつからいつまでの費用が、補助対象ですか。

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日（令和2年度中）までにかかる経費が対象となります。物品購入の場合には、この期間内に納品を完了してください。

Q2 補助上限額まで満たない金額で申請を行い、その後、新たに発生した経費が既に受け取った金額を超えた場合、改めて追加の申請を行うことは出来ますか。

- 申請は1回限りです。このため、令和3年3月31日までに補助上限額以上の利用が想定される場合は、上限額での申請をお願いします。

Q3 具体的に、どのような経費が対象となりますか。

- 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用で、交付要綱の対象経費に含まれている経費であれば、幅広く対象となります。

ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外です。

<経費例>※例示であり、これに限られるものではありません

対象経費（科目）	例
賃金・報酬	感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等
謝金	感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等
会議費	感染拡大防止の勉強会のための会場費 等
旅費	感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 等
需用費 （消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）	消耗品（マスクや消毒用アルコール等）費 等
役務費 （通信運搬費、手数料、保険料）	職員の感染に係る保険料 等
委託料	施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用 等
使用料及び賃借料	寝具リース料、感染拡大防止のために必要な機器のリース料 等
備品購入費	HEPA フィルター付き空気清浄機の購入費 等

<取組例>※例示であり、これに限られるものではありません

【医科医療機関】

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 待合室の混雑を生じさせないように、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

【歯科医療機関】

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。歯科用ユニット及びその周囲を患者の診療が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピングする。歯科診療で使用した器具等の滅菌用機器を導入する。
- ② 待合室の混雑を生じさせないように、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

【薬局】

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等を行う。
- ③ 電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制を確保する。
- ④ 薬局内の混雑を生じさせないように、事前の予約や掲示等を行い、患者に適切な薬局内での対応を周知し協力を求める。
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

【訪問看護ステーション】

- ① 共有して使用する物品（移動のための自動車や自転車、訪問靴等）や職員が共通して触れる部分について定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 在宅療養における感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布を行い、患者や同居する家族等に説明し理解や協力を求める。
- ③ 医療機関、ケアマネージャー等と電話等情報通信機器を用い頻回に患者の症状把握を行う等、より密接な連携体制を確保する。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた病状確認・療養上の指導等が実施可能な体制を確保

する。

- ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）を行う。

【助産所】

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 感染防止対策のための動線の確保やレイアウト変更等を行う。
- ③ 施設内の混雑を生じさせないように、予約の拡大等を行い、妊産婦に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた相談対応や分娩立会い等ができる体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）を行う。

Q 4 コロナ対応で業務量が増えたため、職員（通常の医療を行う者）を令和2年4月1日以降、新たに雇用した場合の人件費は対象になりますか。

- 通常の医療を行う職員の新たな雇用は対象となりません。令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間において、感染拡大防止対策に係る業務のため、新たな職員を雇用した場合（例：院内の消毒を行う清掃職員の新たな雇用、感染症危機管理を行う職員の新たな雇用等）、対象となります。
- なお、従前（令和2年3月31日以前）から勤務している者の人件費やコロナ対応により発生した人件費（時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当も含む）も対象となりません。

Q 5 感染拡大防止のために要した工事費は対象になりますか。

- 本事業は緊急に必要なとなる感染拡大防止対策等の実施への支援であることに鑑み、短期間で実施できる取組が対象となりますので、ゾーニングのための仕切りの設置や既存施設に手を加えるような軽微な工事等については需用費（修繕料）に含まれますので、対象となる余地があります。

Q 6 対象経費について、交付申請時と実績報告時とで、対象経費の増減や、対象経費そのものが全く変わっていても支障ありませんか。

（例：交付申請時は全て需用費であったが、実績報告時は全て委託料）

- 対象経費の総額（交付決定額）の範囲内であれば、支障ありません。

4 その他

Q 1 実績報告書の提出の際に「領収書等の証拠書類」の添付が必要とのことですが、どのようなものが証拠書類にあたりますか。

- 医療機関等からの実績報告は詳細を検討中ですが、添付書類は領収書のほか、納品書、請求書、明細書などを想定しています。（原本でなくても構いません。）